

# 低炭素化支援パートナー事業者制度の実施に関する要領

## 1 目的

この要領は、DO YOU KYOTO?クレジット制度における低炭素化支援パートナー事業者制度（以下「本制度」という。）に関し、DO YOU KYOTO?クレジット制度実施要領（以下「実施要領」という。）第2第3項に定めるもののほか、必要な事項を定める。

## 2 低炭素化支援パートナー事業者

### (1) 対象事業者

本市は、実施要領第2第3項に規定するコミュニティによる排出削減プロジェクトの実施とクレジット創出を支援するため、次の役割を果たし、排出削減実施者の取組を支援する事業者又は事業者グループを、低炭素化支援パートナー事業者（以下「パートナー事業者」という。）として登録する。

パートナー事業者の役割は、コミュニティに対し、①本制度をはじめとする低炭素化促進に関する施策の周知、②排出削減に向けた助言、診断、改善策及び③ファイナンスの提案を行う。また、排出削減実施者が本制度を活用する場合は、④本制度に係る手続きの支援・代行とする。

#### ① 本制度をはじめとする低炭素化促進に関する施策の周知

DO YOU KYOTO?クレジット制度をはじめとする低炭素化促進に関する施策の普及啓発について、本市及び関係機関と共同で実施すること

#### ② 排出削減に向けた助言、診断、改善策の提案

市内コミュニティに対する「省エネ、省CO<sub>2</sub>、省コストのための診断」及び「改善策の提案」を実施すること

#### ③ ファイナンスの提案

補助金、融資の活用、リース及びESCO事業など設備導入資金の確保に関する提案並びに実施をすること

#### ④ 本制度に係る手続きの代行

DO YOU KYOTO?クレジット制度における排出削減プロジェクト登録申請及びクレジット認証申請等の手続きを支援及び代行すること

### (2) その他

前項の規定に関わらず、パートナー事業者が、次の事項のいずれかに該当するときは登録対象から除くものとする。

#### ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしたものにあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てをしたものにあつては再生計画の認可がなされていないもの

#### ② 暴力団員等（京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）若しくは暴力団密接関係者（京都市暴力団排除条例第5号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）であると判明したとき

#### ③ 暴力団員等若しくは暴力団密接関係者が経営に実質的に関与しているとき

#### ④ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規

- 定する暴力団をいう。以下同じ。)の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- ⑤ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等、又は暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき
  - ⑥ 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - ⑦ コミュニティが委託契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方が①から⑥までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき
  - ⑧ ①から⑥までのいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合（⑦に該当する場合を除く。）に、本市がパートナー事業者に対該契約の解除を求め、パートナー事業者がこれに従わなかったとき

### 3 登録申請方法

#### (1) 登録申請書類

申請者は、低炭素化支援パートナー事業者登録申請書（第1号様式）を作成し、以下の資料を添えて本市に提出する。

##### ア コミュニティの低炭素化の促進に関する基本的な考え方

コミュニティの現状に対する認識、取組促進に必要な支援内容等を記載したもの（イにおいて設定した低炭素化支援のテーマに限る。）

##### イ 低炭素化支援のテーマの設定

パートナー事業者の事業活動に基づく低炭素化支援の内容についての特定のテーマ及び設定理由（パートナー事業者の強み等）を記載したもの

〈低炭素化支援テーマの例〉

##### a 設備種別

- ・ 太陽エネルギー利用設備
- ・ 照明の高効率化
- ・ 空調機器の更新、運用改善
- ・ ボイラー等熱源の燃料転換・高効率化
- ・ 冷却塔の高効率化
- ・ 環境マネジメントシステム導入による運用改善

##### b 支援対象別

- ・ 住宅の省エネ改修の支援
- ・ 店舗等における低炭素化支援
- ・ 日常活動におけるライフスタイル転換への支援

##### ウ 事業計画

低炭素化支援の内容を、「2(1)対象事業者」の①～④に沿って、記載したもの。ただし、設定した低炭素化支援のテーマに限る。

##### エ パートナー事業者の温室効果ガス削減に関する支援実績が分かるもの

##### オ 事業実施体制

低炭素化支援パートナー代表事業者（複数の事業者が参加する場合、代表として全体を統括する事業者、以下「代表事業者」という。）、連絡先、担当者、低炭素化支援パートナー連携事業者（代表事業者以外の参加事業者、以下「連携事業者」という。）の役割分担等を記載したもの

カ 会社概要（経営状況が分かる資料）

代表事業者及び参加するすべての連携事業者の会社概要を記載したもの

(2) 提出部数

1部

## 4 登録

(1) 登録

本市は、登録申請書類の内容等から、申請者が、本市と協力し、コミュニティの低炭素化を支援することが可能であると認められる場合には、当該申請者をパートナー事業者として登録する。

(2) 登録期間

登録の日から、登録された年度の末まで

(3) 登録更新

一年ごとに低炭素化支援パートナー事業者登録更新確認書（第2号様式）によりパートナー事業者の更新意思を確認し、更新を希望した場合は本市が更新を決定したうえで、低炭素化支援パートナー事業者登録更新通知書（第3号様式）により各パートナー事業者に通知する。

(4) 登録の変更・廃止

代表事業者は、登録申請書の内容の変更や、登録の廃止を希望するときは、低炭素化支援パートナー事業者登録変更・廃止申請書（第4号様式）により申請を行わなければならない。また、既に低炭素化支援パートナー事業者登録変更・廃止申請書を提出し、登録変更された登録申請書の内容を変更する場合も同様とする。

(5) 登録抹消

次のいずれかに該当するときは、登録を抹消する。

ア 登録を更新しない場合

イ パートナー事業者が、上記「2(2)その他」に該当すると本市が認める場合

ウ パートナー事業者が、「5パートナー事業者の遵守事項」を遵守していないと本市が認める場合

エ 上記「(4)登録の変更・廃止」の記載する登録廃止の申請がなされた場合

オ 本市が、パートナー事業者が提出した低炭素化支援パートナー事業者登録変更・廃止申請書の内容等から、パートナー事業者が、本市と協力し、コミュニティの低炭素化を支援することが困難であると認める場合

カ パートナー事業者が、コミュニティに対し、不適切な支援を行った場合

キ 本制度が終了した場合

ク その他市長が認める場合

## 5 パートナー事業者の遵守事項

パートナー事業者は、コミュニティへの低炭素化支援に当たり、次に掲げる項目を遵守すること。

(1) 低炭素化支援の内容は、登録された内容に限ること

(2) プロジェクト登録申請時に、DO YOU KYOTO? クレジットに対する奨励金の交付について排出削減実施者と取り交わしを行うこと

## 改定履歴

平成24年5月2日 制定

平成28年3月31日 改定

平成31年4月3日 改定

低炭素化支援パートナー事業者登録申請書

(あて先) 京都市長

申請者 (代表事業者)	主たる事務所 の所在地	
	名称及び代 表者名	印

低炭素化支援パートナー事業者制度の実施に関する要領に基づき、下記のとおり低炭素化パートナー事業者の登録を申請します。

なお、同要領の「2(2) その他」の①から⑥までの規定に、いずれも該当しません。

記

代表事業者	主たる事務所 の所在地	
	名称及び代 表者名	
(担当者・連絡先)	所在地	
	所属・役職	
	氏名	
	電話	
	FAX	
	電子メール	
連携事業者		
低炭素化支援のテーマ		

〈添付書類〉

- ア コミュニティの低炭素化の促進に関する基本的な考え方
- イ 低炭素化支援のテーマの設定
- ウ 事業計画
- エ 温室効果ガス削減に関する支援実績が分かるもの
- オ 事業実施体制
- カ 会社概要 (経営状況が分かる資料)

(第2号様式)

年 月 日

低炭素化支援パートナー事業者登録更新確認書

(あて先) 京都市長

低炭素化支援 パートナー 代表事業者	主たる事務 所の所在地	
	名称及び代 表者名	㊞

- 1 低炭素化支援パートナー事業者登録の更新について  
(いずれかを○で囲んでください。)

更新を,

希望する

・

希望しない

- 2 低炭素化支援パートナー事業者制度の実施に関する要領の「2(2) その他」の①から⑥までの規定に、いずれも該当しません。

(第3号様式)

年 月 日

様

京都市長 門川 大作  
(環境政策局地球温暖化対策室)

### 低炭素化支援パートナー事業者登録更新通知書

低炭素化支援パートナー事業者の登録について、低炭素化支援パートナー事業者制度の実施に関する要領に基づき、下記のとおり登録期間を更新することを決定しましたので、通知します。

#### 記

#### 1 登録内容

	主たる事務所の所在地	
	名称及び代表者名	
(担当者・連絡先)	所在地	
	所属・役職	
	氏名	
	電話	
	FAX	
	電子メール	
連携事業者		
低炭素化支援のテーマ		

#### 2 登録期間

年 月 日から 年 月 日まで

(第4号様式)

年 月 日

低炭素化支援パートナー事業者登録変更・廃止申請書

(あて先) 京都市長

申請者 (代表事業者)	主たる事務所 の所在地	
	名称及び代 表者名	㊟

年 月 日付けで登録の決定を受けた低炭素化支援パートナー事業者の登録について、下記のとおり変更・廃止を申請します。

記

1 変更・廃止の事項及び理由等

--

注 変更の場合には、変更内容の分かる資料を添付してください。